

第1章 初動期（発災直後～1か月間）

1 一次仮置場の運営管理

大島町（以下「町」という。）は、島内に8箇所の一次仮置場を設定し、当該一次仮置場に、人命救助及び行方不明者捜索の支障となる土砂、流木等が、自衛隊、東京都大島支庁（以下「支庁」という。）の緊急施工業者、町と防災協定を締結している建設業者等により、順次一次仮置場に搬入された。

当初、自衛隊、警察、消防等からは、人命救助のために、一次仮置場は土砂災害が発生した地域の近傍に設置するよう要請され、つばき小学校の校庭が一時的に一次仮置場となった。発災当初、人命救助活動で支障となる土砂や流木等をそこに集積したが、学校再開に合わせて、町は、その大半を元町港ヤードへ移動させた。

町が設置した一次仮置場について、図1-1に配置図、表1-1に設置状況を示す。



図1-1 一次仮置場の配置図

番号	名称	所在地	集積対象物	面積(m ²)	推定最大保管量(t)	開設時期	土地所有者	仮置場管理者
①	元町港ヤード	元町1丁目19	土砂、流木	9,128	20,550	発災直後	私有地 (支庁借用)	支庁→町
②	火山博物館駐車場	元町字神田屋敷	粗大ごみ等	3,000	304	発災直後	町	町
③	国民宿舎横	元町字神田屋敷	土砂	3,000	8,020	10月28日	私有地	町
④	大島空港(滑走路脇)	元町字野地	流木	8,400	1,600	11月14日	支庁	支庁
⑤	大島空港(南側)	元町字赤禿	流木	12,600	230	11月14日	支庁	支庁
⑥	石井組	元町字上山	土砂	3,200	450	発災直後	私有地	町
⑦	オーレック	元町字上山	流木、粗大ごみ等	24,700	9,704	発災直後	私有地	町
⑧	土砂採掘場跡地	差木地サド1084他	土砂	35,200	17,850	発災直後	私有地	町
合計				99,228	58,708			

表1-1 一次仮置場の設置状況

町及び支庁は、図1-2のように、災害廃棄物を土砂、流木、建設混合廃棄物等に分けて、一次仮置場に搬入した。

また、当初、町は、②火山博物館駐車場一次仮置場を被災家屋からの建材や家財道具等の粗大ごみの持込場所として設定していたが、平成25年11月末に、当該建材等の持込場所を、⑦オーレック一次仮置場に移行した。これら当該建材等の持込場所となる一次仮置場の管理運営に関し、東京都（以下「都」という。）が町に対して指導を行い、一次仮置場に持ち込まれた廃畳や布団等の処理困難物やスクラップ等については、その後の処理を容易にするために、図1-3のように仮置場内で分別するようになった。



図1-2 一次仮置場における搬入状況



図1-3 火山博物館駐車場一次仮置場の分別状況

2 災害廃棄物等の推計量の算定

平成25年10月16日の土砂災害発生後、台風第27号及び台風第28号による二次被害防止のため、町役場は職員全員による警戒体制をとったことにより、町における災害廃棄物対策は一時中断され、その体制が解除された同月29日頃に再開された。そして、まず始めに、町は、災害廃棄物及び土砂等の推計発生量の算定を手掛けた。推計発生量の算定に当たっては、平成25年10月末までに一次仮置場へ搬入された災害廃棄物及び土砂等の簡易測量（図1-4参照）を行い、その集積量を積算した。



図1-4 一次仮置場の簡易測量風景

また、被災家屋は、被災程度に応じて、「東京都震災がれき処理マニュアル」（平成24年度改定版 東京都環境局）（以下「都処理マニュアル」という。）の推計方法により算定した。

さらに、都処理マニュアルは地震災害を想定した推計方法を示していたため、これに定められていない土砂、流木等の量を土砂の崩落範囲及び土砂の堆積の状況等によって積み上げた。なお、これらの一連の作業について、町から都に技術的な援助の要請があり、都は、都環境局の担当職員を派遣し、町職員と共同で推計を行った。その結果、平成25年11月1日に、町は災害廃棄物等の推計発生量の速報値（図1-5参照）を発表した。

■大島町災害廃棄物の発生量の推計について（速報値）

平成25年10月16日の台風26号により、発生した災害廃棄物推計量の速報値を、下記のとおり算定しましたのでお知らせします。また、この災害廃棄物を処理するために、選別処理する必要がある土砂堆積量も合わせて示します。なお、一次仮置場への集積が完了した段階で、本発生量推計量を精査します。

1 災害廃棄物の発生量推計量

① 家屋等からの発生量	約 6,000トン
② 処理が必要な流木等	約 24,000トン
合計	約 30,000トン

2 土砂堆積量

災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等 約 80,000トン

図1-5 大島町災害廃棄物の発生量の推計について（速報値）発表内容

3 災害廃棄物処理方針の策定

2の災害廃棄物の発生量の推計を受け、町は、災害廃棄物の円滑な処理のために、都（環境局及び支庁）及び東京島嶼^{しよ}町村一部事務組合に対して要請を行い、平成25年11月5日に第1回「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を開催した。この会議において、災害廃棄物処理の進捗状況等について、関係者間で情報を共有し、円滑に処理が進むよう相互に協力していくことを確認した。また、第1回連絡調整会議では、町から災害廃棄物の発生量の推計（速報値）の報告があり、災害廃棄物の処理の考え方と役割分担について議論した。なお、この会議の冒頭及び会議の終了後には、報道関係者11社からの取材があった。翌6日には、町は、島内処理（災害廃棄物の処理を全て島内で実施することをいう。以下同じ。）が困難な災害廃棄物について、島外処理（島内で初期の処理が実施された災害廃棄物を島外へ運搬し、島外でその処理を継続することをいう。以下同じ。）を実施するために必要な支援を都に要請した。

そして、平成25年11月14日、町は、第2回連絡調整会議を開催し、その場で「大島町災害廃棄物等処理方針案」が示され、各関係者で情報を共有した上で、町は、図1-6の

大島町災害廃棄物等処理方針（以下「処理方針」という。）を決定した。

また、処理方針の決定以降、処理計画策定に向けた作業部会を、町が開催して進めることを確認した。

大島町災害廃棄物等処理方針

平成 25 年 10 月 16 日の台風第 26 号により発生した、大島町の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）について、次の処理方針を決定したのでお知らせします。

第一 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。

第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。

第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。

第五 災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。

第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

平成 25 年 11 月 14 日大島町決定

図 1 - 6 大島町災害廃棄物等処理方針

4 災害廃棄物等処理体制

災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために、町、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、表 1 - 2 の処理体制で事務を進めた。

主体	体制人員（人）		担当事務
	平成25年度	平成26年度	
大島町	2	3	島内処理業務 （施工監理は、コンサルタントに委託） 通常の廃棄物業務
東京都環境局	3	3	船舶輸送、島外処理業務 島内処理に関する技術支援
公社	4	4	船舶、島外処理業務の監理業務

表 1 - 2 大島町災害廃棄物等処理体制